

川島町土地改良区だより



川島町土地改良区

〒350-0128 埼玉県比企郡川島町大字白井沼 99 番地 1

Tel.049-297-6767 Fax.049-297-6768 <https://www.kawadokai.com/>



7月の朝焼けと出丸堰（越辺川・川島町大字上伊草地内）

目次

- 理事長あいさつ……………1
- 令和4年度(2022年度)総代会……………1
- 財務状況について……………2
- 主要な事業の実施状況について……………3~4
- 土地改良事業に伴う農振除外制限について…5
- 令和5年度(2023年度)賦課金について…6
- 川島町土地改良区からのお知らせ……………7~9

理事長あいさつ

川島町土地改良区 理事長 飯島 和夫



暑い日が続いておりますが、皆様方におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、土地改良事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今年は、送水開始前後で降雨に恵まれ、順調に給水を開始することができました。その後も、安定して揚水機場の運転を実施しています。

しかし、全国各地では、線状降水帯が発生し、河川の氾濫による浸水被害が出ている状況です。このような中、これから台風の時期に入るため、川島町土地改良区としても関係機関と連携し、湛水被害の防止に努めてまいります。

また、昨年度から電気料金や物価が高騰しており、当土地改良区の運営も厳しい状況に置かれています。昨年度は、土地改良事業団体連合会や埼玉県を通じて支援を要請することで、国

や県から電気料金の支援を受けることができました。今後も、電気料金の値上がり予想されるため、皆様方には揚水機場の夜間運転停止などの節電にご協力をお願いいたします。

さて、滞納整理につきましては、理事と職員による訪問徴収や弁護士への債権回収委託を実施しています。納付の意思のない滞納者に対しては、滞納処分の手続きを進め、徹底した回収に努めてまいります。

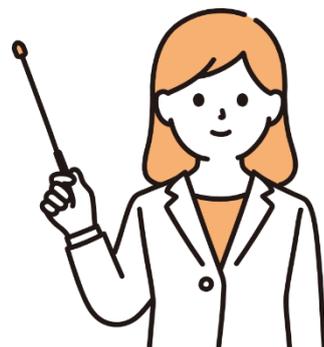
結びに、農業は高齢化や就農人口の減少という大きな課題に直面しています。課題解決にむけ、デジタル技術の進展による農業DX(新たな農業への変革)が進む中、土地改良区の将来を見据え、皆様とともに一步一步着実に前進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年度(2022年度)総代会

令和4年7月28日に臨時総代会、令和5年3月29日に通常総代会が川島町コミュニティセンターで開催され、下記の各議案が原案のとおり可決されました。

◇◇◇ 議案一覧 ◇◇◇

- 第1号 令和3年度川島町土地改良区事業報告並びに財産目録の認定について
- 第2号 令和3年度川島町土地改良区一般会計収入・支出決算の認定について
- 第3号 令和3年度川島町土地改良区特別会計「北部及び南部かんがい排水事業」収入・支出決算の認定について
- 第4号 令和3年度川島町土地改良区特別会計「地区除外義務決済金」収入・支出決算の認定について
- 第5号 基幹水利施設ストックマネジメント事業について
- 第6号 専決処分の承認を求めることについて(補正予算第1号)
- 第7号 専決処分の承認を求めることについて(補正予算第2号)
- 第8号 川島町土地改良区定款の一部を改正することについて
- 第9号 川島町土地改良区規約の一部を改正することについて
- 第10号 川島町土地改良区監査細則の一部を改正することについて
- 第11号 川島町土地改良区未収賦課金を不納欠損処理することについて
- 第12号 鳥羽井排水機場ストックマネジメント事業について
- 第13号 川島町土地改良区収支現金預入先金融機関の決定について
- 第14号 令和5年度川島町土地改良区総代及び役員の報酬について
- 第15号 令和5年度の一時的借入金について
- 第16号 令和5年度川島町土地改良区賦課金の賦課・徴収について
- 第17号 令和5年度川島町土地改良区一般会計収入・支出予算について
- 第18号 専決処分の承認を求めることについて(補正予算第3号)



財務状況について

1. 令和5年度(2023年度)当初予算

収 入			
款	決算額(円)	款	決算額(円)
1 土地改良事業収入	132,954,000	7 寄付金収入	1,000
2 附帯事業収入	14,702,000	8 雑収入	2,721,000
3 基本財産運用収入	5,000	9 借入金収入	1,000
4 特定資産運用収入	20,000	10 基本財産取崩収入	1,000
5 補助金等収入	41,759,000	11 特定資産取崩収入	5,001,000
6 交付金収入	23,100,000	12 繰越金	23,400,000
合 計		243,665,000	

支 出			
款	決算額(円)	款	決算額(円)
1 土地改良事業費支出	139,305,000	7 固定資産取得支出	7,000
2 付帯事業費支出	4,250,000	8 基本財産積立支出	310,000
3 一般管理費支出	53,975,000	9 特定資産積立支出	25,688,000
4 土地改良事業負担金支出	5,810,000	10 雑支出	1,000,000
5 借入金返済支出	1,000	11 繰越金	5,000,000
6 支払利息	770,000	12 予備費	7,549,000
合 計		243,665,000	

2. 令和4年度(2022年度)収支決算

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

収 入			
款	決算額(円)	款	決算額(円)
1 土地改良事業収入	117,106,871	7 寄付金収入	0
2 附帯事業収入	14,706,065	8 雑収入	5,965,268
3 基本財産運用収入	1,244	9 借入金収入	0
4 特定資産運用収入	5,638	10 基本財産取崩収入	0
5 補助金等収入	31,367,000	11 特定資産取崩収入	16,356,731
6 交付金収入	8,846,400	12 繰越金	29,586,219
合 計		223,941,436	

支 出			
款	決算額(円)	款	決算額(円)
1 土地改良事業費支出	127,714,038	7 固定資産取得支出	1,260,000
2 付帯事業費支出	0	8 基本財産積立支出	301,244
3 一般管理費支出	37,800,138	9 特定資産積立支出	15,677,812
4 土地改良事業負担金支出	5,865,750	10 雑支出	407,284
5 借入金返済支出	15,761,448	11 繰越金	0
6 支払利息	0	12 予備費	0
合 計		204,787,714	

※収支差額は令和5年度に繰越しました。

(令和5年3月31日現在)

3. 財産目録

科 目	金 額(円)
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金及び預金	39,971,435
未収賦課金等	4,663,726
その他未収金	32,165,793
1. 流動資産合計	76,800,954
2. 固定資産	
基本財産	21,047,580
特定資産	5,066,822,944
その他固定資産	31,879,505
2. 固定資産合計	5,119,750,029
I 資産の部合計	5,196,550,983

科 目	金 額(円)
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	5,344,767
1. 流動負債 合計	5,344,767
2. 固定負債	
適正化事業拠出金長期未払金	8,229,977
職員退職手当給付引当金	4,050,476
その他固定負債	20,652,365
2. 固定負債 合計	32,932,818
II 負債の部 合計	38,277,585
III 正味財産の部 合計	5,158,273,398

主要な事業の実施状況について

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設（水門、揚排水機場等）の機能低下の防止や機能回復のため、施設機械等の整備補修及び設備改善を実施する事業です。事業主体は川島町土地改良区で、補助金申請、工事発注、施工管理を実施します。

令和 4 年度（2022 年度）実績

(1) 整備補修事業

工事名 ▷ 鳥羽井排水機場排水ゲート操作盤更新工事

施工内容 ▷ ゲート操作盤の更新

※ 劣化が進んでいるため、大雨時に万全な状況にできるよう更新しました。

工事請負費 ▷ 10,164,000 円

認定事業費 ▷ 9,700,000 円

（認定事業費の内、国 30%・県 30%の補助があります。）

※ 排水機場に関する整備のため、川島町より補助が出ています。

現地写真（操作盤）



(2) 緊急整備事業

工事名 ▷ 白井沼除塵機整備工事

施工内容 ▷ 減速機交換

※ 突発的に故障が発生したため、修繕を実施いたしました。

工事請負費 ▷ 6,985,000 円

認定事業費 ▷ 6,930,000 円

（認定事業費の内、国 30%の補助があります。）

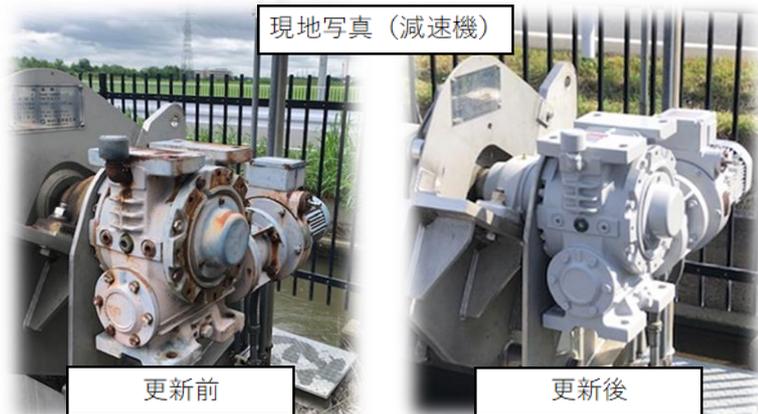
※ 突発的な故障のため、通常の整備補修事業とは負担率が異なります。

※白井沼貯水池に設置してある除塵機について

貯水池流入口に設置してあります。流入口には、水路の水草やゴミが集まり貯水池に水が溜まりづらくなるため、除塵機により除去し、流入が止まるのを防いでいます。



現地写真（減速機）



除塵機



令和 5 年度（2023 年度）実施予定

(3) 防災減災機能等強化事業

工 事 名 ▷ 鳥羽井排水機場 1 号排水機整備補修工事

施工内容 ▷ 1 号排水機整備補修（オーバーホール）

※ 施工から 35 年以上経過し、大雨時に安定した排水作業を行うため、修繕を実施いたします。

工事請負費 ▷ 23,133,000 円

認定事業費 ▷ 23,100,000 円

（認定事業費の内、国 50%・県 20%の補助があります。）

※排水機場に関する整備のため、川島町より補助が出ています。

現地写真（鳥羽井排水機場）



1号排水機

2. 県費単独土地改良事業

吐出口の設置を要望されてる箇所を工事するため、県費単独土地改良事業にて工事を実施しています。※設置要望については『土地改良区からのお知らせ』のページをご覧ください。

令和 4 年度（2022 年度）実績

工 事 名 ▷ 県費単独土地改良事業 支線管水路整備工事

施工内容 ▷ 吐出口を 12 箇所設置し、支線管水路(農業用パイプライン)を新たに 1,077m 埋設しました。

工事請負費 ▷ 20,405,000 円

認定事業費 ▷ 20,000,000 円

（認定事業費の内、県 33%・町 33.5%の補助があります。）



令和 5 年度（2023 年度）実施予定

工 事 名 ▷ 県費単独土地改良事業 支線管水路整備工事

施工内容 ▷ 吐出口を設置し、支線管水路(農業用パイプライン)を新たに埋設する予定です。

工事請負費 ▷ 21,350,000 円（予算額）

認定事業費 ▷ 20,000,000 円

（認定事業費の内、県 33%・町 33.5%の補助があります。）

3. 施設更新事業

川島町土地改良区の揚水施設は、昭和 49 年から平成 12 年にかけて県営事業で造成された施設です。

安定した農業（水稲耕作）を支える重要な施設となっていますが、電気設備やポンプ設備は経年劣化や耐用年数の超過により機能不全を起こす恐れがあることから、計画的に保全対策を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。更新事業は令和 5 年度から令和 16 年度を予定しており、今年度より設計を実施し、令和 6 年度から揚水機場の対策工事を実施しています。

※写真は設備の一例です。



電気設備（ポンプ操作盤）



ポンプ設備

土地改良事業に伴う農振除外制限について

○ 農振除外

農業振興地域の整備に関する法律、同法施行令の規定及び国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」において、農用区域からの除外（以下 除外）は制限されています。なお除外するには以下の 6 つの要件を全て満たす必要があります。

- ① 除外することが必要かつ適当であり、農用区域以外の土地で代替できないこと。
- ② 地域計画の達成に支障がないこと。
- ③ 農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営者の農用地の利用集積に支障がないこと。
- ⑤ 土地改良施設の機能に支障がないこと。
- ⑥ 土地改良事業等が完了した年度の翌年度から起算して 8 年が経過していること。

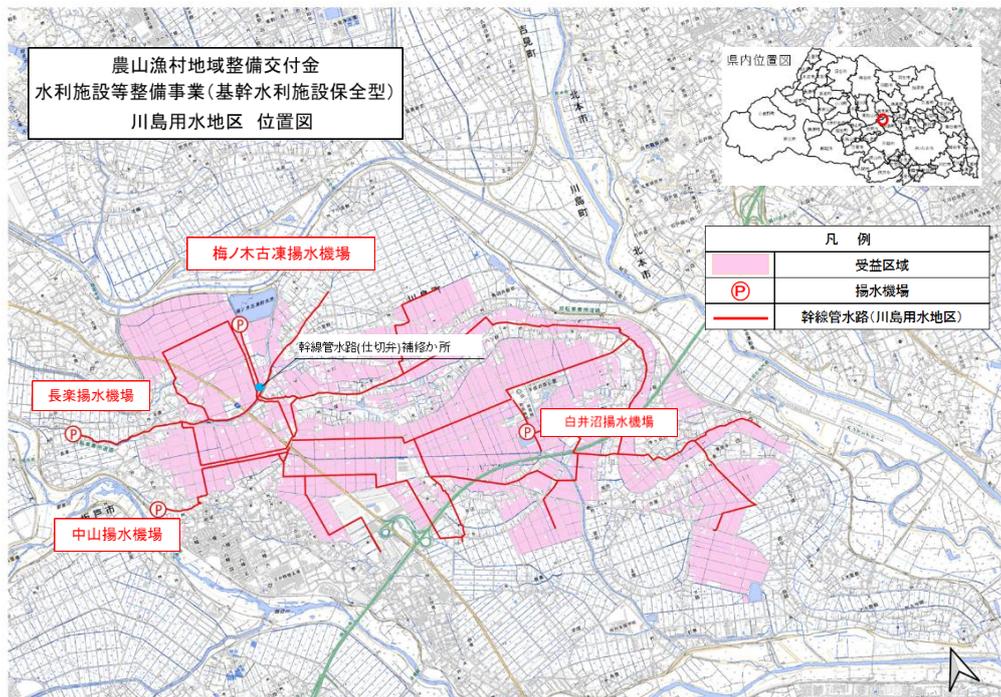
○ 土地改良事業による受益地の制限

下記の土地改良事業の受益地に係る除外についても上記の 6 つの要件が課されており、⑥のとおり事業着手から事業の完了した年度の翌年度以降 8 年間を経過するまでは、制限されます。ただし、農業用施設及び農家住宅等を建築する場合は、計画を変更できる場合があります。

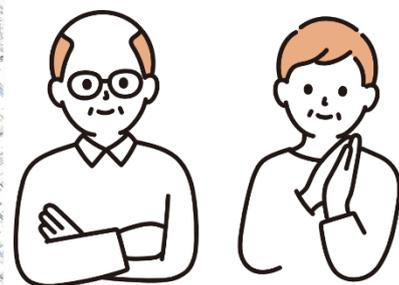
○ 該当する土地改良事業

県営かんがい排水事業（長寿命化対策）（国事業名：農山漁村地域整備交付金）
 地区名：川島用水地区
 事業期間：令和 5 年度～令和 11 年度（予定）
 農振除外制限期間：令和 20 年 3 月 31 日（予定）

○ 土地改良事業概略位置図



この地図はあくまでも目安ですので、受益地の確認は川島町土地改良区事務局に、地番でのご確認をお願いいたします。



令和5年度(2023年度)賦課金について

賦課金は、4月1日現在の組合員(土地の所有者や耕作者)へ地積割りで賦課します。

※基準額は10a(1,000㎡)あたり

賦課費目	主な用途	賦課対象	基準額(円)	納期限(口座振替日)
◎経常賦課金	◎事務経費等			(1)~(3)まで 1期 令和5年8月31日 2期 令和5年10月31日 3期 令和5年12月25日
(1)組合費	・用水路の管理	組合員	3,700	
◎特別賦課金	◎揚水機場関係			
(2)かんがい排水事業 施設維持管理費	・揚水機場やパイプ ラインの維持管理	組合員	1,400	
(3)施設更新費	・揚水機場やパイプ ラインの更新費	組合員	500	
(4)かん排施設運営費	・揚水機電気代等	組合員	3,000	全期 令和6年1月31日
		計	8,600	

(5) 地区除外義務決済金	基準額 56円/㎡ (白地は1円/㎡)
農業委員会で転用許可された土地へ賦課します。転用されると賦課対象地から除外され、組合費や維持管理費等を残りの土地で負担することになります。決済金は、残る組合員の負担軽減のため、利用します。 ※公共用地の買収でも決済金がかかります。	

(1) ~ (3) の合計賦課金額、(4) の賦課金額が1,000円以下の組合員は減免となります。

※ (4) の基準額は、令和5年度の揚水機場電気料に充てるため上限値になっています。

※ 農地中間管理機構へ土地を貸付している方は(1) ~ (4) すべての賦課費目が所有者に賦課されます。

※ 「吐出口の水が利用できない」などがあれば土地改良区までご相談ください。

滞納整理について

川島町土地改良区では、賦課金の「公正公平な納付」のため、理事と職員が一丸となって滞納整理を実施しています。

(1) 滞納整理の具体的な取り組み

- ① 理事と職員による臨戸訪問
- ② 川島町等の関係機関との連携
- ③ 法律事務所による未収金回収
- ④ 滞納処分(財産の差押え等)

(2) 滞納処分について

令和4年度も、埼玉県知事より滞納処分が認可され、財産の差押えを執行しました。賦課金は税金と同じく滞納すると滞納処分を受けることになります。今後も、納付意思のない滞納者には、滞納処分(財産の差押え等)を実施します。

(3) 法律事務所について

滞納期間や金額を問わず滞納がある方には、当土地改良区が委託契約する法律事務所から納付催促を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

委託先 弁護士法人 エジソン法律事務所 弁護士 大達 一賢
東京都千代田区神田錦町1-8-11 錦町ビルディング4階



川島町土地改良区からのお知らせ

かん排揚水機場の運転期間について

◎ 揚水機場運転期間について

令和5年度かん排揚水機場の送水期間は、5月15日(月)午前8時から9月10日(日)午後3時までです。大雨等の自然災害や、施設の突発的な故障等には送水を停止する場合がありますのでご理解ください。

◎ 揚水機場夜間運転停止期間について

今夏も、電気料金が高騰していることから、賦課金(運営費)を抑えるため、7月1日(土)から9月10日(日)までの夜間は、一部揚水機場の運転を停止するなどの調整をしています。

◎ 節水のお願い

電気料金が高騰しています。組合員の皆様もかん排の水は掛け流しにせず、これまで以上の節水にご協力をお願いします。

※この写真は長時間、吐出口の水を流し続けているイメージです。

※実際は適切に水管理がされています。



給水用バルブの盗難にご注意ください

◎ 金属製の給水用バルブが盗難されています！

水田に農業用水を入れるための金属製給水用バルブの盗難が発生しています。被害に遭わないために、対策を講じるなど注意しましょう。

※対策例

- ・給水用バルブを金属製のものから樹脂製のものに付け替える。
- ・農閑期には、バルブを取り外して自宅に保管する。

周辺で不審者を見かけた際は、110番通報をお願いします。



吐出口設置要望について

吐出口から水利用の出来ない場所について、吐出口設置要望を受け付けています。吐出口の設置を希望する場合、地元の役員・総代にご相談ください。要望を頂いた箇所については、川島町土地改良区用排水調整委員会で設置について協議し、承認された箇所については、随時工事を実施していきます。

堰板(せきいた)の取扱いについて

気候変動により、局所的な集中豪雨や、大雨が増えています。水路に堰板を設置したままでは、急な増水で湛水被害の原因になりますので、早めに堰板を取り外してください。また、堰板は土地改良区で支給していますので、地元の役員・総代にご相談ください。

バックホウ(小型車両系建設機械)の技能資格講習会について

川島町土地改良区では、バックホウ(小型車両系建設機械)を貸出しており、借りたい組合員に向けて必要な資格(技能資格)の取得講習会を開催しています。次回の開催は令和5年度の11月頃を予定しており、詳細につきましては別途、お知らせさせていただきます。

※講習は学科1日、実技1日の計2日間を受講する必要があります。



1日目・学科の様子



2日目・実技の様子

◎ 資格取得後は建設機械にて、水路の維持管理にご協力をお願いします。

建設機械等の貸出しについて

川島町土地改良区域内にある地区、水利組合及び団体に向けて、美田の維持管理を目的として使用する場合に、無料で機械の貸出しをしています。ご希望の地区・団体は、役員・総代、区長等を通じて土地改良区へ申請してください。

※作業の目的、内容によっては、一部貸出しできない場合があります。

<貸出し可能な機械(各1台)>



車両系建設機械(ミニショベル)



ハンマーナイフモア(乗用草刈り機)



ダンプトラック(4t)

水路の草刈りの手当について

地元で実施する、水路の草刈り(も刈り)・手掘りの実施報告書の提出は、**10月31日(火)**までです。草刈り等を実施した地区は、10円/m手当を支給していますので、役員・総代、区長等から提出してください。

※ 多面的機能交付金など、すでに地元の活動で、国や県から補助・交付金を受けている場合は、補助金等の交付要件をご確認ください。

水路機械浚渫(水路掘り)について

令和5年度の水路機械浚渫の申請は、**9月29日(金)**までです。浚渫を希望する場合、役員・総代、区長等にご相談ください。

※ 毎年、大変多くの申請をいただいておりますので、提出期限の厳守をお願いします。

※ 水路機械浚渫とは、水路に溜まった土砂を機械で掘り、取り除くことです。

土地改良区への届出について

- ① 農地の売買・贈与・貸借・交換等をしたとき。
- ② 生前贈与または組合員の死亡により名義変更したとき。
- ③ 組合員の住所または送付先を変更したとき。

このように、組合員資格に異動があったときは、①・②は『組合員資格得喪通知書』、③は『住所(送付先)変更届』を提出してください。

各種届出用紙は、川島町土地改良区事務所・川島町農業委員会にて配布しています。

※ 注意

届出がないと、売買・貸借等があっても土地台帳が変更・修正されず、そのまま賦課されてしまいますので、必ず手続きをしてください。

農地を売買・贈与する場合、その農地に滞納した賦課金があると、新しく取得した方に支払い義務が発生します。売買契約等の際には、当事者間でよく相談し、賦課金を精算してください。



賦課金の納付方法について

賦課金の納入は、便利な口座振替をご利用ください。「埼玉中央農業協同組合」「埼玉縣信用金庫」で口座をお持ちであれば、口座振替ができます。手続きに必要な『口座振替依頼書』は、各金融機関の窓口や川島町土地改良区事務所にて配布しています。すでに、口座振替をご利用の方は、振替日前に残高確認をお願いします。振替ができなかった場合は、後日納付書をお送りしますので、指定金融機関にて現金で納付してください。

また、口座振替の他に納付書による現金納付が可能です。

<納付場所>

埼玉中央農業協同組合／埼玉縣信用金庫

埼玉りそな銀行／りそな銀行／武蔵野銀行

東和銀行／飯能信用金庫／川島町役場出納室

川島町土地改良区事務所

お近くに金融機関がない方

納付書をご利用の方で、お住まいの地域に指定金融機関がない場合は、口座へ直接お振り込みいただく方法での納付をご案内しておりますので、ご希望の方は川島町土地改良区までお問い合わせください。

なお、振込手数料はご負担くださるようお願いいたします。

編集後記

全国的に、電気料金が高騰しています。当土地改良区の電気料金(主にかん排施設)については、組合員の負担軽減のため、川島町からの補助金を活用しながら、国や県の支援事業にも積極的に取り組んでいます。

今号について、また、土地改良区のことでご不明な点がございましたら、土地改良区事務局までお問い合わせください。

川島町土地改良区事務局

担当 小高